

## 平成 29 年度静岡県スポーツリーダー養成講習会 兼スポーツ少年団認定員養成講習会開催要項

### 1 目 的

本講習会は、「公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、地域住民のスポーツの生活化・定着化を促進するためのスポーツ指導者をサポートする「スポーツリーダー」養成を目的として、都道府県スポーツ少年団と共催により開催する。

併せて本講習会は、「日本スポーツ少年団指導者制度」に基づき、地域・市区町村においてスポーツ少年団の育成・指導にあたる「スポーツ少年団認定員」養成講習会を兼ねる。

### 2 主 催

公益財団法人日本体育協会 日本スポーツ少年団  
公益財団法人静岡県体育協会 静岡県スポーツ少年団

### 3 主 管

一般社団法人袋井市スポーツ協会 袋井市スポーツ少年団  
島田市体育協会 島田市スポーツ少年団  
NPO 法人富士宮市体育協会 富士宮市スポーツ少年団  
伊豆の国市観光文化部スポーツ振興課 伊豆の国市スポーツ少年団  
浜松市スポーツ少年団本部  
公益財団法人静岡県体育協会

### 4 後 援 (予定)

スポーツ庁・静岡県・静岡県教育委員会

### 5 期日及び会場

開催地	開催日	会場	締切・定員	問合せ先
袋井市	7/8 (土) ～9 (日)	袋井市総合センター 〒437-0013 袋井市新屋 1-2-1 TEL : 0538-44-3217	6/9 (金)	〒437-0062 袋井市泉町 2-7 一般社団法人袋井市スポーツ協会 袋井市スポーツ少年団：鈴木 TEL : 0538-42-1920
			180 名	
島田市	9/9 (土) ～10 (日)	総合施設プラザおおるり 〒427-0042 島田市中央町 5-1 TEL : 0547-36-7222	8/4 (金)	〒427-0042 島田市中央町 5-1 総合施設プラザおおるり 島田市体育協会 島田市スポーツ少年団：杉本 TEL : 0547-36-7219
			150 名	
富士宮市	9/30 (土) ～10/1 (日)	富士宮市役所 〒418-8601 富士宮市弓沢町 150 TEL : 0544-22-1111	8/25 (金)	〒418-8601 富士宮市弓沢町 150 富士宮市教育委員会 スポーツ振興課内 富士宮市スポーツ少年団：藤原 TEL : 0544-22-1190
			80 名	

伊豆の国市	10/14 (土) ~15 (日)	長岡中央公民館 (あやめ会館) 〒410-2292 伊豆の国市長岡 346-1 TEL : 055-948-1460	9/8 (金)	〒410-2292 伊豆の国市長岡 346-1 伊豆の国市スポーツ振興課内 伊豆の国市スポーツ少年団：渡邊 TEL : 055-948-1460
			90名	
浜松市	10/21 (土) ~22 (日)	浜松アリーナ (第1研修室) 〒435-0016 浜松市東区和田町 808-1 TEL : 053-461-1111	9/8 (金)	〒435-0016 浜松市東区和田町 808-1 公益財団法人浜松市体育協会内 浜松市スポーツ少年団：仲山 TEL : 053-411-8686
			60名	
※静岡市	<H30> 1/27 (土) ~28 (日)	草薙総合運動場 (調整中) (硬式野球場 大会議室) 〒422-8008 静岡市駿河区栗原 19-1 TEL : 054-261-9265	12/8 (金)	〒422-8004 静岡市駿河区国吉田 5-1-1 公益財団法人静岡県体育協会 静岡県スポーツ少年団：長江 TEL : 054-265-6464
			70名	

※静岡市での開催の講習会については、会場の都合により変更する場合があります。

## 6 日 程

(時間) 9:30 12:30 13:30 18:30

1 日 目	受付 開 講 式	大塚 製 菓	講義①	講義②	講義⑧	昼食	講義③	講義⑤	講義⑨	
2 日 目		講義⑥	講義⑩	昼食	講義④	講義⑪	講義⑦	検定 試 験	閉 講 式	

(会場により多少の変更が考えられます。受講決定後日程表を送付いたします。)

(本講習会の一部免除者 {※11 その他 (7) 参照} が必要とする「講義①」、「講義②」は2日目に行うことがあります。)

## 7 参加対象

- (1) スポーツ少年団に登録している指導者
- (2) 本年度もしくは次年度にスポーツ少年団の指導者登録が見込まれる指導者

## 8 参加料

3,500円 <テキスト代：1,080円・受講料2,420円> **※事前に振込** (詳細についてはその他に記載)

## 9 カリキュラム (11科目 35時間)

### (1) 集合講習 (11科目 14時間)

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| ① スポーツ少年団の理念とその意義 | ⑦ スポーツ指導者に必要な医学的知識 I |
| ② スポーツ少年団の組織と運営   | ⑧ スポーツと栄養            |
| ③ 運動適性テスト         | ⑨ 指導計画と安全管理          |
| ④ 文化としてのスポーツ      | ⑩ ジュニア期のスポーツ         |
| ⑤ 指導者の役割 I        | ⑪ 地域におけるスポーツ振興       |
| ⑥ トレーニング論 I       |                      |

### (2) 自宅学習 (21時間)

※テキスト副教材のワークブックを使用します。原則として、検定試験までに受講者各自で学習するようにして下さい。提出の義務はありません。

(講習会の2週間前までには自宅へ郵送いたします。届かない場合はご一報ください)

(3) 検定試験 (60分)

\* 試験はテキスト及び資料の持ち込み可とする。

\* 50点満点中、30点以上で合格とする。

10 資格認定

(1)平成29年度少年団登録において、指導者登録（資格なし指導者）をした指導者が、本講習会の全課程を修了し、検定試験に合格した際には、静岡県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団の名において、日本スポーツ少年団指導者制度に基づく「スポーツ少年団認定員」として認定し、認定証、認定員章および指導必携書を交付する。併せて「公益財団法人日本体育協会公認スポーツリーダー」資格を付与する。

(2)平成29年度指導者登録をしていない参加者に対しては、平成29年度追加登録<sup>\*1</sup>もしくは平成30年度の指導者登録を行い、登録の確認ができたのちに、資格認定を行う。<sup>\*2</sup>

<sup>\*1</sup>：県登録最終締め切りは8月31日（木）までです。

<sup>\*2</sup>：平成29年度は保留者扱いとなり認定員番号は発行されません。

11 その他

(1)受講希望者は、別紙「参加申込書」に「振込受領証」を貼付のうえ、市町を經由して申込をしてください。

(2)受講希望者多数の場合は、本会で調整させていただき、他の会場での受講をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3)受講決定後、詳しい日程、詳細をお送りしますのでご確認ください。

(4)参加料については郵便局の振込取扱票（下記振込取扱票参照）にて、振込み願います。（別途振込手数料が必要です）

(5)昼食のお弁当を希望される方は参加申込書の弁当希望欄に○印をつけ、注文をしてください。代金は当日会場でお預かりします。（1個600円程度（お茶なし））

なお、キャンセルする場合は前日の正午までに県事務局（054-265-6464）へお願いします。

※会場によりお弁当の代金が変わる場合があります。

(6)認定員資格の有効期間は、スポーツ少年団登録を継続する期間とします。

(7)「スポーツリーダー資格」取得者（NHK学園等）および公益財団法人日本体育協会の「公認スポーツ指導者資格」取得者および日本サッカー協会の「C級コーチ」以上の指導者資格取得者は、本講習会の一部が免除となります。参加申込書の一部受講希望欄に○印をつけ、申込をしてください。（受講料はかかりません。）

The image shows a bank payment slip (振込取扱票) and a receipt (振替払込請求書兼受領証) for the Shizuoka Prefecture Sports Youth League (静岡県スポーツ少年団). The payment slip includes fields for the account number (00), the amount (3,500 yen), and the name of the payer (静岡県スポーツ少年団). The receipt includes fields for the account number (008707), the amount (1,517.53), and the name of the payer (静岡県スポーツ少年団). The document also contains instructions for payment and receipt handling, including a note about the validity period of the qualification and the possibility of venue-dependent lunch prices.